

台風等の非常時のごみ収集について

台風等の影響により「暴風警報」が発令される場合、市民の皆様の安全と収集作業員等の安全確保の観点から、ごみ排出・収集に関し、以下の基準により中止とさせていただきます。

なお、「暴風警報」の発令や「積雪」が予想される場合は、燃やすことのできるごみ（市指定袋）は出さない。資源ごみは、分別拠点に持ち込まないようご協力をお願いいたします。

【判断基準】

	「暴風警報」が発令された場合	「暴風警報」が解除された場合
可燃ごみ (市指定袋)	①収集日当日の午前8時、既に「暴風警報」が発令されている場合は、中止します。 ②午前8時以降に「暴風警報」が発令された場合は、発令された時点で収集を中断します。	①正午までに「暴風警報」が解除された場合は、警報解除1時間後から収集を開始します。 ②正午以降に「暴風警報」が解除された場合は、当日の収集は中止とします。
資源ごみ分別収集 (分別拠点)	①前日の午後3時において、当日の分別拠点開設時間帯に「暴風警報」の発令が予測される場合は中止とします。 ②前日の午後3時に「暴風警報」が発令されている場合は中止とします。 ③当日の午前6時、またはそれ以降、分別拠点開設中に「暴風警報」が発令された場合は中止とします。	開設はしません。

※燃やすことのできるごみ（市指定袋）及び資源ごみ分別収集（分別拠点）の代替日の設定はありません。

なお、資源ごみ分別収集については、下記のとおり特別拠点を開催しております。

開催日 毎月第1・第2・第3・第4日曜日 ※天候により中止する場合があります。

場 所 高浜市不燃物埋立場（高浜市稗田町二丁目5番地地内）

時 間 午前8時30分～午前10時30分

※「暴風警報」の発令に係るごみの収集（資源ごみ分別収集及び可燃ごみ）の情報については、防災メールでお知らせします。

【問合せ先】

高浜市市民生活グループ 電話52-1111 内線263